

広島県警察における爆発物処理班等の設置及び運用要綱の制定について

平成2年3月30日
広備第313号
警察本部長から
各部長・参事官 へ
各所属長

この通達は、爆発物等の処理事案の増加が予想される現下の治安情勢において、迅速かつ的確に処理するため、爆発物処理班・爆発物処理予備班・爆発物応急措置班の設置及び運用等について示したものの。